

山梨県公報

号外第七十四号

平成十七年

十二月二十二日

木曜日

目次

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則……………一
 山梨県立大学学則の一部を改正する規則……………二
 山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則……………二
 山梨県個人情報保護条例の一部の施行期日を定める規則……………三
 山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………三
 山梨県立看護大学短期大学部学則の一部を改正する規則……………八
 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………八
 山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………八
企業局
 山梨県企業職員の給与の特例に関する規程……………九
 山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程……………九

規則

山梨県規則第六十二号

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則

山梨県宿舍管理規則(昭和四十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、各戸専用の炊事設備、入浴設備、便所及び冷暖房設備を有する

独身寮の一平方メートル当たりの基準額は、同表に定める一平方メートル当たりの基

準額に二百十五円を加算して得た額とする。

第十二条第三項中「一に」を「いすれかに」に改め、同条第四項中「千二百五十円」

を「二千四百十円」に改める。

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

構造	経過年数	一平方メートル当たりの入居料の基準額				
		延面積が五平方メートル未満の場合	延面積が五平方メートル以上七〇平方メートル未満の場合	延面積が七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満の場合	延面積が八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満の場合	延面積が一〇〇平方メートル以上の場合
木造	五年以内のもの	三三〇円	四一四円	五〇八円	六〇五円	七六九円
	五年を超え一〇年以内のもの	二二四円	二八二円	三五七円	四二六円	五四三円
組積造	五年を超え一〇年以内のもの	一六一円	二〇七円	二六八円	三三〇円	四〇九円
	一〇年を超え二〇年以内のもの	八二円	一〇三円	一四七円	一七六円	二一七円
組積造	三〇年を超えるもの	四七円	五〇円	六五円	七一円	九八円
	五年以内のもの	三三〇円	四一四円	五〇八円	六〇五円	七六九円
組積造	五年を超え一〇年以内のもの	二五八円	三二五円	四〇六円	四八四円	六一六円
	一〇年を超え二〇年以内のもの	二〇〇円	二五五円	三二五円	三八七円	四九三円
組積造	二〇年を超え三〇年以内のもの	一三四円	一七二円	二二九円	二七四円	三五〇円
	三〇年を超えるもの	九八円	一二八円	一七九円	二二五円	二七四円
鉄骨	五年以内のもの	三三〇円	四一四円	五〇八円	六〇五円	七六九円
	五年を超え一〇年以内のもの	二七六円	三四七円	四三一円	五一四円	六五四円
コンクリート	五年を超え一〇年以内のもの	二七六円	三四七円	四三一円	五一四円	六五四円

クリ 内のもの					
造及 び鉄 筋コ ンク リ ト 造	一〇年を超え二〇年 以内のもの	二二二三元	二九五円	三七一元	四四二元
	二〇年を超え三〇年 以内のもの	一七三元	二二一元	二八七円	三四二元
	三〇年を超え四〇年 以内のもの	一三六円	一七六円	二三五円	二八一円
	四〇年を超え五〇年 以内のもの	一一四円	一四九円	二〇三元	二四三元
	五〇年を超えるもの	七九円	一〇五円	一五三元	一八四円
					二二六円

備考

- 一 改築、移築、買収及び借受けにより設置した宿舍については、新築後の経過相当の年数をもつて経過年数とする。
- 二 「延面積」とは、宿舍のうち家屋又は家屋の部分の延面積をいう。

附則

- (施行期日)
- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
 - (経過措置)
この規則の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間における有料宿舍の入居料の月額(自動車の保管場所に係るものを除く。以下同じ。)は、この規則による改正後の山梨県宿舍管理規則第十二条第二項及び第三項の規定により算定される有料宿舍の入居料の月額(以下「改正後の入居料の月額」という。)がこの規則による改正前の山梨県宿舍管理規則第十二条第二項及び第三項の規定により算定される有料宿舍の入居料の月額(以下「改正前の入居料の月額」という。)を超える場合には、改正後の入居料の月額から当該超える額の二分の一に相当する額を控除した金額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - この規則の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間における有料宿舍の入居料の月額は、改正後の入居料の月額が改正前の入居料の月額に満たない場合には、改正前の入居料の月額とする。

山梨県規則第六十三号

山梨県立大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年十二月二十二日
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立大学学則の一部を改正する規則

山梨県立大学学則(平成十七年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項の表中、「五十人」を「百人」に、「二百五十人」を「四百人」に、「二百十人」を「二百六十人」に、「八百四十人」を「千四十人」に改める。
第二十一条第一項第三号中、「大学創立記念日」を「大学創立記念日 五月二十四日」に改める。

第二十三条第六号を次のように改める。

- 六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二十一条及び第二十三条の改正規定は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県規則第六十四号

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則
山梨県立女子短期大学学則(昭和四十一年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中、「卒業証書を」の下に、「授与し、及び次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に定める短期大学士の学位を」を加え、同条に次の表を加える。

学 科	学 位	の 種 類
国 文 科	短期大学士(国文学)	
幼 児 教 育 科	短期大学士(幼児教育学)	
生 活 科 学 科	短期大学士(生活科学)	

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県規則第六十五号

山梨県個人情報保護条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県個人情報保護条例の一部の施行期日を定める規則

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

山梨県規則第六十六号

山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

山梨県生活保護法施行細則（昭和三十七年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中、「要保護者の扶養義務者につき調査を依頼するときは第三十号様式により」を削り、「第三十一号様式」を「第三十号様式」に、「第三十二号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（扶養照会書）

第八条の二 法第四条第二項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときの扶養照会書は、第三十二号様式によるものとする。

第十五条中「又は社会福祉法人」を「、社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。
第三号様式調書2を次のように改める。

最低生活費認定額															
区分	一般分				加算額		変更		変更		変更		変更		
第一類	1	[歳	男女											
	2	[歳	男女											
	3	[歳	男女											
	4	[歳	男女											
	5	[歳	男女											
	6	[歳	男女											
	7	[歳	男女											
	8	[歳	男女											
	9	[歳	男女											
	10	[歳	男女											
	小計														
通減率															
計															
第二類															
生活費計															
住宅費															
教育費	認定年月日							変更				変更			
	氏名														
	学年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	小年	
		中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	
	基準額														
	教材代														
	学校給食費														
	交通費														
費															
計															
介護費	認定年月日														
	氏名														
	所要介護費概算月額														
	介護保険(一)														
	その他公費(一)														
差引計															
医療費	認定年月日														
	氏名														
	所要医療費概算月額														
	医療保険(一)														
	その他公費(一)														
	差引計														
その他															
費															
費															

練三十三郎樂式體舞のよびに於ける。

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。（1）審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。（2）決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 扶助金を受け取るときには、この通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

練三十四郎樂式中 「なお、この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山梨県知事に対し審査請求をすることができます。」や「なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。（1）審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。（2）決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」に於ける。

練二十五郎樂式體舞及び練二十六郎樂式體舞のよびに於ける。

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。（1）審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。（2）決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

練三十五郎樂式や練三十六郎樂式や練三十七郎樂式や練三十八郎樂式や練三十九郎樂式や練四十郎樂式のよびに於ける。

第 号
年 月 日

殿

福祉事務所長 印

生活保護の決定に伴う親族からの援助について（照会）

あなたの親族である次の方は、生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では、まず親族からできる限りの援助を受けていただき、それでも生活できない場合に、その不足する部分を生活保護で扶助することが定められています。

つきましては、保護の決定及び実施のため、あなたからどの程度の援助をしていただけるかを確認する必要があります。

お手数ですが、別添の扶養届書に御記入のうえ、 まで返送くださるようお願いいたします。

住所			
氏名		あなたとの関係	
回答期限	年 月 日までに御回答ください。		

特記事項

連絡先		担当者	
-----	--	-----	--

(別紙)

扶養届書

年 月 日

殿

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

先に照会のあった私の に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可・不可(理由: _____)
支援の開始時期	年 月 日から(又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び頻度	※ 緊急連絡先(電話番号 - -)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可(理由: _____)
援助の開始時期	年 月 日から(又は既に行っている。)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月(年) _____ 円を送金します。 ② 物品により毎月(年) _____ を _____ 程度送付します。 ③ 氏名 _____ を引き取ります。 ④ その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
	本人				円
上記のうち _____ についての					
① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 _____					
② 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額(_____ 円)					
(2) 資産の状況	有・無	① 家屋 _____ ② 宅地 _____		③ 田畑 _____ ④ 山林等 _____	
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円	年 月	
		その他(_____)			
(4) 健康保険等の加入状況	① 国民健康保険 ② 健康保険 ③ 共済(_____) ④ その他(_____)				
	上記で①以外に加入している場合については被扶養者として				
	① 認定されている。② 認定されていない。③ 認定手続きをとるつもり				

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書又はローン返済予定表の写し等、それらの状況が明らかになる書類を添付してください。

第六十二号様式備考を次のように改める。

備考

- 1 改めて通知がない限り翌月以降はこの額が支給されます。
 - 2 定例支給日は、毎月5日です。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び祝日の場合はその前日になります。
 - 3 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできません。）。
 - 4 3の審査請求に対する裁決を経た場合限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができません（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。（1）審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。（2）決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十七号

山梨県立看護大学短期大学部学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立看護大学短期大学部学則の一部を改正する規則

山梨県立看護大学短期大学部学則（平成十七年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「卒業証書」の下に「及び短期大学士（看護学）の学位」を加える。

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県規則第六十八号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第二号口中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

第十八条第八号中「第七十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同条第二十七号の十中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

第二十条の二第十号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

（山梨県高山植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県高山植物の保護に関する条例施行規則（昭和六十一年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

（山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号二中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十九号

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一号八⁽¹⁴⁾中「第一条第一項第十四号」を「第一条第一項第十六号」に改

め、同号八(2)中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同条第四号二中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第四条の見出し中「公団等」を「公共的団体」に改め、同条中「公団等」を「公共的団体」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第九十九条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条第二号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三号中「第七十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に、「第七十五条」を「第二百二十条」に改め、同号へ中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第六条第六号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第七号中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第七条第一号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第二号中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第九条第二号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第三号中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第十四条中「公団等」を「公共的団体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局

山梨県企業局管理規程第十三号

山梨県企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県公営企業管理者 三井弘之

山梨県企業職員の給与の特例に関する規程

(給料月額の特例)

第一条 平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間(以下「特例期間」といふ。)における山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)第二条の規定の適用については、同条中「(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)」とあるのは、「(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)、山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年山梨県条例第五号)」とする。

(管理職手当の額の特例)

第二条 特例期間に支給する管理職手当の額は、山梨県企業職員の給与に関する規程第五条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に百分の二十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附則

この規程は、平成十八年一月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第十四号

山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年十二月二十二日

山梨県公営企業管理者 三井弘之

山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

山梨県企業局宿舍管理規程(昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三条第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号」に改める。

第十条第二項中「千二百五十円」を「二千四百十円」に改め、同条第四項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十一条第一項中「第五号様式」を「山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)第二十九号様式」に改める。

第二十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十二条第一項中「一」を「いずれかに」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十条関係)

構造	経過年数	一平方メートル当たりの入居料の基準額				
		延面積が五五平方メートル未満の場合	延面積が五五平方メートル以上七〇平方メートル未満の場合	延面積が七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満の場合	延面積が八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満の場合	延面積が一〇〇平方メートル以上の場合
木造	五年以内のもの	三三〇円	四一四円	五〇八円	六〇五円	七六九円

組積造		鉄骨鉄筋コンクリート造					鉄骨コンクリート造				
五年を超えるもの	二〇年を超えるもの	三〇年を超えるもの	五年以内のもの	二〇年を超えるもの	三〇年を超えるもの	五年以内のもの	二〇年を超えるもの	三〇年を超えるもの	五年以内のもの	二〇年を超えるもの	三〇年を超えるもの
二二四円	一六一元	八二円	二二四円	二〇〇円	二五八円	三三〇円	九八円	三三〇円	二七六円	二七六円	
二八二円	二〇七円	一〇三円	二八二円	二五五円	三三五円	四二四円	一二八円	四二四円	三四七円	三四七円	
三五七円	二六八円	一四七円	三五七円	三二五円	四〇六円	五〇八円	一七九円	五〇八円	四三一円	四三一円	
四二六円	三三〇円	一七六円	四二六円	三八七円	四八四円	六〇五円	二二五円	六〇五円	五一四円	五一四円	
五四三円	四〇九円	二二七円	五四三円	四九三円	六一六円	七六九円	二七四円	七六九円	六五四円	六五四円	

五〇年を超えるもの 七九円 一〇五円 一五三円 一八四円 二二六円

備考

- 一 改築、移築、買収及び借受けにより設置した宿舎については、新築後の経過相当の年数をもつて経過年数とする。
- 二 「延面積」とは、宿舎のうち家屋又は家屋の部分の延面積をいう。

第五号様式 削除

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間における入居料の月額（自動車保管場所に係るものを除く。以下同じ。）は、この規程による改正後の山梨県企業局宿舎管理規程第十条第二項及び第四項の規定により算定される入居料の月額（以下「改正後の入居料の月額」という。）がこの規程による改正前の山梨県企業局宿舎管理規程第十条第二項及び第四項の規定により算定される入居料の月額を超える場合には、改正後の入居料の月額から当該超える額の二分の一に相当する額を控除した金額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。